監　第　１１５　号
令和８年１１月１９日

寒 河 江 市 長　齋 藤 真 朗　殿
寒河江市議会議長　柏 倉 信 一　殿

寒河江市監査委員　大　沼　　勇
寒河江市監査委員　佐　藤　耕　治

定例監査結果報告書

地方自治法第１９９条第４項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第９項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

１　監 査 の 種 類　　定　例　監　査
２　監　査　対　象　　福 祉 国 保 課
３　監 査 着 眼 点
⑴財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
⑵収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
⑶工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
⑷公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
⑸財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
⑹監査等で指摘されたことは、改善されているか。
４　監 査 実 施 月 日　　令和８年１１月５日
５　監 査 実 施 場 所　　監査委員事務局
６　監査の実施内容
令和７年度分　令和７年９月から令和８年３月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
令和８年度分　令和８年４月から令和８年８月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
７　監 査 の 結 果
指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

⑴契約事務について
・予定価格書及び見積書徴取を省略する旨がなく省略しているものがある。
・電子起案で発送・完了事務を行わずに公印を押印しているものが複数みられる。
・随意契約において根拠条項に誤りがあるものがある。
・寒河江市契約に関する規則及び契約マニュアルに規定する見積期間がとられていないものがある。
・寒河江市長期継続契約運用指針に則っていないものがみられる。

⑵扶助費関係事務について
・実施要綱に規定する助成対象者の確認に不備がみられる。

⑶高額療養費支給事務について
・高額療養費の還付処理に６か月以上要しているものがみられる。

⑷子育て支援医療費支給事務について
・支給額の誤りがある。

⑹寒河江市総合福祉保健センター使用料について
・社会教育団体に該当するが使用料を減免していないものがみられる。

⑺会計年度任用職員について
・会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書に誤りがみられる。